

36 地域中小企業応援ファンド事業の継続について

地域中小企業応援ファンドについて、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの貸付期間は10年以内とされているが、貸付期間終了後も、地域の実情に合わせた、新たな産業集積の創造や、更なる発展を目指した地域産業の競争力強化の取組みが可能となるように発展・継続的な措置を講ずること。

【背景理由等】

地域経済の活性化のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の無利子貸付金に各県の貸付金を合わせて、それぞれの運営管理者に貸し付け、貸し付けを受けた運営管理者は、地域の負担金と合わせて、地域中小企業応援ファンドを造成し、その運用益を財源として、地域一体となって創意と工夫に富んだ様々な中小企業者への助成事業等を実施しており、産業振興施策を遂行する上で、中核的な役割を果たしているが、現事業の計画期間は、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの貸付期間が10年間であることから、令和9年度に終了する予定となっている。

四国各県の経済の活性化を図り、持続的発展につなげるためには、地域資源や強みを生かした成長産業の育成に積極的に取り組むとともに、新分野への進出や新商品の開発などに積極果敢にチャレンジする中小企業を増やしていくことが重要であり、こうした企業を資金面から引き続き支援する必要がある。

新発10年物国債の年利回りについて、平成29年当時の平均が0.061であったものが、令和8年3月31日には2.359となっており、金利が著しく低下していた時期から脱却し、金利の上昇傾向にある現在、中小企業等を資金面で支援するためのファンド継続の必要性が、これまで以上に高まっていると言える。

ファンドの継続、貸付期間の延長にあたっては、地域の実情に応じ、継続的に支援することができるよう、所要の額を確保していただく必要がある。さらに、地方公共団体や金融機関など、地方を取り巻く現下の厳しい財政状況、社会経済情勢等から、基金の組成において、地方の負担を増やすことは、大変厳しい状況にある。

【具体的な提言事項】

(1) 地域中小企業応援ファンド事業の継続

長引く物価高騰等によって厳しい経営環境にある地域の中小企業が競争力の強化に向けて行う研究開発や販路開拓等の取組みに対して、地域の実情に応じて総合的な支援を行えるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構から地域中小企業応援ファンド組成のための無利子融資について、現在の貸付期間終了後も継続（貸付期間を延長）すること。

なお、貸付期間の延長にあたっては、地域の実情に応じ、継続的に支援することができるよう、所要の額を確保するとともに、地方公共団体や金融機関を含めた地方の現下の厳しい状況を踏まえ、地方のさらなる負担を求めないこと。